

# 太陽光発電設備等普及促進事業費補助金 交付申請・事前着手届のご案内

6月22日に交付申請の受付が始まります！事前着手届の受付は6月21日に締切

交付申請受付開始  
6月22日～

4月1日

6月21日  
事前着手届締切

6月22日  
交付申請  
受付開始

7月31日  
事前着手届提出者  
交付申請期限

▼ あなたの状況に該当するケースをご確認ください

## ケース①

4/1～6/21 に事前着手届を提出済みの方

### ！ 交付申請が別途必要です

事前着手届を提出済みの場合も、交付申請の手続きが必要です。

### 📅 交付申請の期限：7月31日まで

令和8年度の補助金内容に基づき、7月31日までに交付申請を行ってください。

### 📄 契約書の提出が必要

交付申請の際に、契約書の写しを必ずご提出ください。

## ケース②

その他の場合（事前着手届なし）

### 📄 6月22日以降に交付申請を提出

6月22日より受付が始まる交付申請を提出してください。

### 🏢 交付決定通知を受け取ってから着手

交付申請後、県が発行する「交付決定通知」を受け取った後に事業着手してください。

## 手続きの流れ

交付申請を提出 → 交付決定を受け取る → **事業着手**

※4月1日～6月21日に事業着手した蓄電池（太陽光発電設備を設置済みの場合）やV2Hについては、事業着手後の交付申請が可能です。（事前着手届の提出は不要です。）